

阿波かつうら未来応援事業補助金交付要綱

令和5年7月31日

勝浦町告示第66号

(目的)

第1条 この告示は、地域資源等を活用して地域課題の解決を図るため、町内で起業、事業承継又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする者（以下「ふるさと起業家」という。）に対して、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附金をもとに、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 町がインターネット等で広く賛同者から起業家を支援するための資金を集める仕組みをいう。
- (2) 地域資源 勝浦町における農産物や農産加工品、鉱工業品及びその生産技術、空き家、空き店舗、観光資源等のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるふるさと起業家は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 町内で起業、事業承継又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする個人又は法人であること。
- (2) 町内に住所を有する個人、町内に事業所を有する法人又は起業の日（個人にあっては開業の日又は法人にあっては設立若しくは支店設置の日）に町内に住所又は事業所を有すること予定している個人若しくは法人であること。
- (3) 寄附による補助額が目標額に達しなくても事業を実施する者
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 勝浦町暴力団体排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号及び第3号に該当する者を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 観光、環境、教育、福祉等の分野で地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の雇用創出に資する事業

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとするふるさと起業家は、阿波かつうら未来応援事業認定

申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、事業の認定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 町税の滞納がないことの証明書
- (5) 直近1箇年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）
- (6) 定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書の写し）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、起業しようとする者は前項第5号及び第6号の書類の提出を省略することができる。

3 第1項に規定する申請は、年度ごとに1事業者につき1事業に限るものとする。

4 町長は、第1項の申請があったときは、阿波かつうら未来応援事業認定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その評価結果に基づき認定又は不認定を決定し、阿波かつうら未来応援事業認定（不認定）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

5 第10条第2項に定める額が、100万円に満たない場合は認定の対象外とする。

6 審査会の運営については、別に定める。

（事業の実施）

第6条 認定事業の実施期間は、第5条第4項の事業の認定を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

（認定の取消し）

第7条 町長は、第5条第4項の認定を受けたふるさと起業家（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
- (3) その他町長が不相当であると認めたとき

（補助事業者の責務）

第8条 補助事業者は目標額以上の寄附が達成出来ない場合においても、自己の責任において認定事業を遂行するものとする。

2 補助事業者は、認定事業の事業報告、成果物である新製品・サービス等の試供品・サービス利用権の提供等、寄附者が事業に対して継続的に関心を持つための工夫を行うものとする。

3 町長は、前項の目的のために必要な寄附者の情報を、補助事業者に提供するものとする。

4 補助事業者は、提供を受けた個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(寄附の募集等)

第9条 町長は、認定事業について、勝浦町の指定するクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに一定期間掲載し、寄附を募るものとする。

2 クラウドファンディングに係る目標金額は、認定事業の実施に要する事業費から、次の各号に掲げる経費を控除した額の2分の1以内の額とし、上限を200万円とする。

(1) 団体の維持運営に係る経費（認定事業の実施に必要な経費と明確に区分できない経費を含む。）

(2) 事業の認定を受けた日以前に執行した事業に係る経費

(3) 町長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第10条 町長は、前条の規定により集まった寄附金の全額を補助事業者に補助金として交付することができる。

(補助金交付の申請)

第11条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、阿波かつうら未来応援事業補助金交付申請書（様式第6号）に事業計画書と収支予算書を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金交付の決定等)

第12条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を確認の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を様式第7号により通知するものとする。

(変更の承認)

第13条 変更の承認を受けようとする者は、阿波かつうら未来応援事業補助金変更承認申請書（様式第8号）に第11条第1項に規定する添付書類のうち、変更が生じたものを添えて町長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第4号の規定による町長への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すると認めたときは、阿波かつうら未来応援事業補助金変更承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告書等)

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了日から起算して30日を経過した日又は第12条の交付決定のあった日の属する翌年度の3月31日のいずれか早い日までに、阿波かつうら未来応援事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第11号）

(2) 収支決算書（様式第12号）

(3) 事業の実施状況及び成果等が確認できる書類及び写真等

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を確認の上、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿波かつうら未来応援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第14号）により町長に補助金交付の請求をするものとする。

2 補助事業者は、補助事業が完了する前に補助金の一部の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第15号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、認定事業の遂行上特に必要があると認めるた場合、原則1回に限り、交付決定額の2分の1の範囲内で概算払により交付することができる。

(立入検査等)

第17条 町長は、補助事業の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告させ、又は町職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(成果の公表)

第18条 町長は、認定事業の成果について公表するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について、補助事業者に発表させることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により成果の発表を求められたときは、これに応じなければならない。

(補則)

第19条 規則及びこの告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、阿波かつうら未来応援事業（以下「当事業」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 補助事業者は、寄附者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当事業が終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 補助事業者は、寄附者への事業報告等を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により提供を受けなければならない。

(適正管理)

第4条 補助事業者は、当事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 補助事業者は、当事業に関して知り得た個人情報を、目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、町長が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 補助事業者は、当事業の個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、町長が承諾したときは、この限りでない。

(従事者への周知)

第7条 補助事業者は、当事業に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第8条 町長は、補助事業者が当事業を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、当事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに町長に報告し、町長の指示に従うものとする。